

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会後援名義の使用に関する事務
取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の後援に関する名義の使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(主催者の要件)

第2条 主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 社会福祉法人、公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、主催者の存在が明確であり、会長が事業内容等から特に適当と認める団体

(行事内容の基準)

第3条 行事内容は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 行事内容が社会福祉の向上に寄与する事業であると認められるもの
- (2) 行事内容が宗教活動、政治活動又は営利や宣伝を目的としない事業であるもの
- (3) 広く一般市民を対象とする事業であるもの
- (4) 公序良俗に反しない事業であるもの
- (5) 社協の福祉施策の方針に反しないもの

(申請の手続)

第4条 後援の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会後援名義使用許可申請書（様式第1号）又はこれに準じて作成された申請書を行事開催日の1か月前までに会長に提出するものとする。この場合において、会長は、必要に応じて申請者から行事に関する資料の提出を求めることができる。

2 申請者は、前項の申請後に内容の変更が生じた場合には、開催日の10日前までに社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会後援名義使用許可申請変更届出書（様式第2号）を提出しなければならない。

(許可の決定)

第5条 会長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その可否を決定し、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会後援名義使用決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、許可に際し条件を

付することができる。

(取消し)

第6条 会長は、後援の許可を受けた者が、第2条又は第3条に違反していることが判明したとき、又は前条で付した条件に反することが判明したときは、許可決定を取り消すことができる。この場合において、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会后援名義使用取消通知書(様式第4号)により許可を受けた者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 申請者は、事業終了後、3か月以内に社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会名義使用許可実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月30日から施行する。
- 2 社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会后援名義使用承認事務取扱基準は、廃止する。